

仙台市都市再生まちづくり団体の認定等に関する事務取扱要綱

(令和3年3月24日都市整備局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において都市再生推進法人（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第118条第1項に規定する都市再生推進法人をいう。）の指定を受けることを目指してまちづくり活動（原則として市街化区域内で行うものに限る。）に取り組む集団やその集団を構成員とする団体を、仙台市都市再生まちづくり団体（以下「まちづくり団体」という。）として認定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 まちづくり団体の認定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、仙台市都市再生まちづくり団体認定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、第3号から第5号までに掲げる書類は、まちづくり活動の区域ごとに作成するものとする。

- (1) 規約等
 - (2) 構成員名簿
 - (3) まちづくり計画書
 - (4) まちづくり活動の実績を示す書面
 - (5) まちづくり活動区域を示す図面
 - (6) 直近の収支を示す資料
 - (7) 仙台市暴力団排除条例（平成25年6月25日仙台市条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び同条第3号に規定する暴力団員等が所属していないことを示す誓約書
 - (8) 市税の滞納のないことの証明書
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに当該申請を第9条に規定する都市再生まちづくり団体認定等審査会に送付しなければならない。
- 3 都市再生まちづくり団体認定等審査会は、前項の規定による申請の送付があった場合は、申請者が第3条第1項各号の基準にそれぞれ該当するかどうかを審査し、その結果を市長に報告するものとする。

(認定の基準等)

第3条 市長は、前条第3項の報告に基づき、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該申請者をまちづくり団体に認定するものとする。

- (1) 区域内のまちづくりの推進を活動目的としていること。
- (2) 市内でまちづくり活動を行っていること。
- (3) 構成員が3名以上であること。

- (4) まちづくり計画書に、地域の現状分析、地域の将来像、将来像の実現に向けた役割分担、ロードマップ等を記載し、都市再生推進法人の指定に向けた具体的な計画及び行程が示されていること。
 - (5) 仙台市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び同条第3号に規定する暴力団員等が所属していないこと。
 - (6) 申請者が本市の市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税の種別割、都市計画税、特別土地保有税、事業所税）の滞納がないこと。申請者が法人の場合には、法人市民税及び事業所税に係る市長に対する申告を行っていること（当該申告の義務を有するものに限る。）。この場合において、滞納のない事実の確認は、所管課において次の方法により行うものとする。
 - ア 本人（法人の場合は代表者）の書面による同意を得たうえ財政局収納管理課へ滞納の有無について照会をする。
 - イ 収納管理課に照会をすることについて、本人の同意を得られない場合には、区役所の税務会計課又は総合支所税務住民課が30日以内に発行した市税の滞納のないことの証明書の提出を求めるものとする。
- 2 市長は、申請者をまちづくり団体として認定したときは、仙台市都市再生まちづくり団体認定通知書により申請者に通知するものとする。
 - 3 市長は、申請者をまちづくり団体として認定しない場合は、仙台市都市再生まちづくり団体不認定通知書により申請者に通知するものとする。
 - 4 市長は、第1項の規定によりまちづくり団体として認定したときは、その旨をホームページにて公表するものとする。

（認定の期間）

第4条 前条第1項の規定による認定の期間は、認定の日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

（認定の変更）

- 第5条 まちづくり団体は、第3条第2項により認定を受けた内容を変更しようとするときは、仙台市都市再生まちづくり団体変更申請書を市長に提出して、認定の変更を申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請をしたまちづくり団体が第3条第1項各号のいずれにも該当すると認めるときは、仙台市都市再生まちづくり団体変更承認通知書により当該団体の代表者に通知するものとする。この場合においては、第3条第4項の規定を準用する。

(認定の更新)

第6条 まちづくり団体は、やむを得ず認定の期間を超えてまちづくり活動を行う必要があるときは、同期間の末日の3ヶ月前までに仙台市都市再生まちづくり団体認定更新申請書を市長に提出して、認定の更新を申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請をしたまちづくり団体が第3条第1項各号のいずれにも該当し、申請理由及び期間が適当と認めるときは、期間を更新して認定するものとする。この場合においては、第3条第2項及び第4項の規定を準用する。

(認定の取消し)

第7条 まちづくり団体が都市再生推進法人の指定を受けた場合においては、その指定をもってまちづくり団体の認定の取消しがあったものとする。ただし、まちづくり団体に属する一部の構成員が都市再生推進法人の指定を受けた場合においては、この限りでない。

- 2 まちづくり団体は、前項の規定によらず第3条第1項又は前条第2項の認定の取消しを申請するときは、仙台市都市再生まちづくり団体認定取消申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書が提出されたときその他市長が必要と認めたときは、当該団体の認定を取り消すことができる。
- 4 市長は、前項の規定による認定の取消しを行ったときは、仙台市都市再生まちづくり団体認定取消通知書を当該団体の代表者に通知するものとする。
- 5 市長は、第1項又は第3項の規定による認定の取消しを行ったときは、第3条第4項の規定による公表を終了するものとする。

(活動の報告)

第8条 まちづくり団体は、毎年度終了後、速やかにその年度のまちづくり活動の実績を仙台市都市再生まちづくり団体活動報告書により市長へ報告しなければならない。

(審査会)

第9条 まちづくり団体の認定等の審査のため、都市再生まちづくり団体認定等審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会の委員は、別表に掲げる職にある者をもってこれに充てる。
- 3 審査会に委員長を置き、都市整備局市街地整備部長をもってこれに充てる。
- 4 審査会は、原則として第2条第1項の規定により提出された書類の審査を行う。
- 5 審査会の庶務は、都市整備局市街地整備部市街地整備課、地下鉄沿線まちづくり課又は都心まちづくり課のうち、申請されたまちづくり活動の区域(以下「申請区域」という。)を所管する課において処理する。ただし、申請区域が複数の所管に跨る場合は、市街地整備部長が所管する課を決定する。

(所掌事務)

第10条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 第3条第1項に規定するまちづくり団体の認定に関すること
- (2) その他委員長が必要と認めた事項

(会議)

第11条 委員長は、審査会を招集し、その議長となる。

- 2 審査会には申請区域に係る委員を招集するものとし、委員は、会議に出席できないときは、原則としてその代理者を出席させるものとする。
- 3 審査会の議事は、出席した全委員の賛成をもって決する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、第9条第2項の委員以外の者を会議に出席させ、意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市街地整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月25日から実施する。

別表（第9条関係）

委員長	都市整備局	市街地整備部長	
委員	局・区	部・支所	課
	市民局		協働まちづくり推進部
市民協働推進課長			
都市整備局		市街地整備部	市街地整備課長
			地下鉄沿線まちづくり課長
			都心まちづくり課長
建設局		道路部	道路管理課長
		百年の杜推進部	公園課長
青葉区		まちづくり推進部	まちづくり推進課長
		建設部	公園課長
			道路課長
		宮城総合支所	まちづくり推進課長
			公園課長
			道路課長
宮城野区		まちづくり推進部	まちづくり推進課長
		建設部	公園課長
			道路課長
若林区		まちづくり推進部	まちづくり推進課長
		建設部	公園課長
			道路課長
太白区		まちづくり推進部	まちづくり推進課長
		建設部	公園課長
			道路課長
		秋保総合支所	総務課長
			建設課長
泉区		まちづくり推進部	まちづくり推進課長
		建設部	公園課長
			道路課長